コンプライアンス推進のお知らせ

(事業者の皆様へ)

社会福祉法人済生会(以下「済生会」という。)では、平成２２年５月２７日付で「社会福祉法人済生会　法令遵守規程」（以下「法令遵守規程」という。）を制定し、平成２３年１月１日から施行してコンプライアンスの推進に取り組んでいます。

コンプライアンスの推進においては、済生会の役職員がコンプライアンスの重要性を認識して職務遂行に当たることはもちろんのこと、済生会の業務活動にとって欠くことのできない取引関係にある全ての事業者の皆様がこの取組みを御理解され、御協力いただくことが不可欠です。

　事業者の皆様におかれましては、下記及び添付いたしました「法令遵守規程」を御理解いただきますとともに、貴社に所属する従業者の方々が本会の契約先の労働者として、この規定が適用されることを御周知いただきますようお願いいたします。

記

１　法令遵守規程制定の趣旨

　　済生会は、医療・福祉を総合的に提供する我が国最大の社会福祉法人として、全国で事業を展開し、済生会役職員約４９千人に加え、取引関係にある事業者に所属する多くの従業者(以下「役職員等」という。)が業務に従事しています。

　全国で済生会の業務に従事する役職員等が職務遂行に当たり、全ての法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重し、済生会の業務活動が高い倫理性を持って行われることにより、利用者の信頼を確保することで社会福祉法人として社会的貢献を果たしていくため、法令遵守規程を制定いたしました。

２ 法令遵守規程の主な内容

(1) 法令遵守規程の対象となる役職員等について(第２条関係)

　　　　法令遵守規程第２条第３項で、この規程が適用される対象者として「『役職員等』とは、

本会の役員及び職員、派遣労働者並びに本会の契約先の労働者」と規定していますが、本

会の契約先の労働者には、業務委託契約(医事事務委託、給食調理業務委託、清掃業務委

託、設備保守管理業務委託等)により済生会の施設等において業務に従事する受託事業者

に所属する従業者の他に、物品購入契約及び工事請負契約など済生会との間で取交わした

全ての契約の事業者に所属する従業者が対象となります。

(2)　法令遵守規程の対象となる業務活動について(第５条関係)

　　　法令遵守規程第５条第１項では、「役職員等は、本会の業務活動の実施、経理事務の遂

　　行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。」と規定され、全ての支

部・施設等における業務活動が法令遵守の対象となります。

　　　また、第２項では、「業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底し、

ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為等を行ってはならない。」と規定され、法令等の規

定に基づくデータだけではなく、業務活動において作成・取得・記録・保存される全ての

データ(文書・図画・写真・フィルム・電磁的記録等で媒体の形式を問わない。)も対象と

なります。

(3)　利益相反について(第７条関係)

　　　法令遵守規程第７条では、「本会の業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異

なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものと

する。」と規定し、済生会の利益を損なうような活動を禁止するとともに、法令を遵守す

ることにより、社会福祉法人として事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に適

切に対応することを目的としたものです。

　　交付日：　　　　年　　月　　日

支部名：社会福祉法人済生会支部千葉県済生会

　　　　　　交付者：施設名(事業名）千葉県済生会習志野病院

　　　　　　　　　　職・氏名　　　　院長　小林　智 　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　受領者：事業者名

　　　　　　　　　　　　職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印